

知的財産 -Intellectual Property-

Newsletter

〈2019年10月号〉

Contents

1

審決取消

進歩性判断における顕著な効果に関する最高裁判決

最高裁令和元年8月27日判決〔アレルギー性眼疾患用点眼剤事件〕



2

法改正

10月1日から知財調停が始まります



3

特許侵害

**アルミニウム缶内にワインをパッケージングする方法の発明について
サポート要件違反とした事例**

知財高裁(4部) 令和元年8月29日判決〔ワインパッケージング事件控訴審〕



4

意匠

意匠の類否判断～意匠権侵害の肯定事例のご紹介

大阪地裁(26部) 令和元年8月29日判決〔そうめん流し器事件〕



5

不競法

**商品形態が類似する商品の販売について不正競争行為
(不正競争防止法2条1項1号)該当性を肯定した知財高裁判決**

知財高裁(4部) 令和元年8月29日判決〔携帯用ディスプレイ低圧持続吸引器事件〕



6

執筆情報のご案内



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

進歩性判断における顕著な効果に関する最高裁判決

重富 貴光
Takamitsu Shigetomi
PROFILEはこちら

最高裁令和元年8月27日判決(平成30年(行ヒ)第69号)裁判所ウェブサイト[アレルギー性眼疾患用点眼剤事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

最高裁は、令和元年8月27日、特許発明の進歩性における顕著な効果の判断手法に関する判決をしましたので、以下ご紹介します。

1 事案の概要

本件は、被上告人(無効審判請求人)が、ヒトにおけるアレルギー性眼疾患を処置するための点眼剤に係る医薬用途特許(特許第3068858号「本件特許」)につき、特許権を共有する上告人らを被請求人として無効審判を請求した事案です。今回の最高裁判決に至るまでに、①第1次審決(容易想到でない)、②第1次審決取消判決(容易想到である)、③第2次審決(容易想到でない)、④第2次審決取消判決(容易想到である「原判決」)という経過を辿っています。

本件では、本件特許に係る発明(「本件発明」)の進歩性の有無に関し、当該発明が予測できない顕著な効果を有するか否かが争われています。

2 本件発明の効果

本件発明の効果に関しては、以下の認定がされています。

▶本件発明に係る化合物(「本件化合物」)のヒスタミン遊離抑制効果は、明細書記載の実験において、化合物(シス異性体)のヒト結膜肥満細胞からのヒスタミン遊離抑制率が、30 μ Mから2000 μ Mまでの濃度範囲内において濃度の増加とともに上昇し、1000 μ Mでは66.7%という高いヒスタミン遊離抑制効果を示し、その2倍の濃度である2000 μ Mでも92.6%という高率を維持していたというものである。

3 原判決

原判決は、以下のとおり、本件発明の効果は当業者において引用発明¹及び引用例²記載の発明から容易に想到する本件発明の構成を前提として予測し難い顕著なものであるということとはできないとしました。

▶引用例1及び引用例2に接した当業者は引用発明1に係る化合物をヒト結膜肥満細胞安定化剤の用途に適用することを容易に想到することができたものであるから、本件化合物がヒト結膜肥満細胞からのヒスタミン遊離抑制作用を有すること自体は、当業者にとって予測し難い顕著なものであるということとはできない。

▶優先日における技術水準として、本件化合物のほかに、所定濃度の点眼液を点眼することにより70%ないし90%程度の高いヒスタミン遊離抑制率を示す他の化合物が複数存在すること(「本件他の各化合物」)、その中には2.5倍から10倍程度の濃度範囲にわたって高いヒスタミン遊離抑制効果を維持する化合物も存在することが知られていたことなどの諸事情を考慮すると、本件発明に係る本件化合物を含有するヒト結膜肥満細胞安定化剤のヒスタミン遊離抑制効果が、当業者にとって当時の技術水準を参酌した上で予測することができた範囲を超える顕著なものであるということとはできない。

4 最高裁判決

最高裁は、以下のとおり、原判決の判断を取り消しました(下線は筆者による)。

▶本件他の各化合物は、本件化合物と同種の効果であるヒス

¹ アレルギー性結膜炎を抑制するための本件化合物のシス異性体の塩酸塩を含有する点眼剤(「引用発明1」)をモルモットに点眼して結膜炎に対する影響を検討した実験結果等が記載されている優先日前に頒布された論文

² 公開特許公報(特開昭63-10784号公報)

[次ページへ続く](#)

タミン遊離抑制効果を有するものの、いずれも本件化合物とは構造の異なる化合物であって、引用発明1に係るものではなく、引用例2との関連もどうかわれない。

▶引用例1及び引用例2には、本件化合物がヒト結膜肥満細胞からのヒスタミン遊離抑制作用を有するか否か及び同作用を有する場合にどの程度の効果を示すのかについての記載はない。

▶このような事情の下では、本件化合物と同等の効果を有する本件他の各化合物が存在することが優先日当時知られていたということから直ちに、当業者が本件発明の効果の程度を予測することができたということとはできず、また、本件発明の効果が化合物の医薬用途に係るものであることをも考慮すると、本件化合物と同等の効果を有する化合物ではあるが構造を異にする本件他の各化合物が存在することが優先日当時知られていたということのみをもって、本件発明の効果の程度が、本件発明の構成から当業者が予測することができた範囲の効果を超える顕著なものであることを否定することもできないというべきである。

▶しかるに、原判決は、本件他の各化合物が存在することが優先日当時知られていたということ以外に考慮すべきとする諸事情の具体的な内容を明らかにしておらず、その他、本件他の各化合物の効果の程度をもって本件化合物の効果の程度を推認できるとする事情等は何ら認定していない。

▶原判決は、結局のところ、本件発明の効果、取り分けその程度が、予測できない顕著なものであるかについて、優先日当時本件発明の構成が奏するものとして当業者が予測することができなかったものか否か、当該構成から当業者が予測することができた範囲の効果を超える顕著なものであるか否かという観点から十分に検討することなく、本件化合物を本件発明に係る用途に適用することを容易に想到することができたことを前提として、本件化合物と同等の効果を有する本件他

の各化合物が存在することが優先日当時知られていたということのみから直ちに、本件発明の効果が予測できない顕著なものであることを否定して本件審決を取り消したものとみるほかなく、このような原判決の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ない。

5 最高裁判決の意義

特許発明の進歩性に関しては、これまで長きに亘って最高裁判決はなされていみせんでしたが、今般、顕著な効果の有無の判断手法について最高裁による判断がされたことは意義深いといえます。最高裁は、顕著な効果の有無の判断手法として、「優先日当時における出願に係る発明の構成」を基準として、①当該構成が奏するものとして当業者が予測することができなかったものか否か、②当該構成から当業者が予測することができた範囲の効果を超える顕著なものであるか否かを十分に検討すべきとしました。言い換えれば、原判決のように、本件発明の構成³とは異なる公知技術(本件他の各化合物の構成が備える効果)を比較することのみをもって顕著な効果を判断することは進歩性判断手法として誤りであると判断したといえます。

この判断を受けて、今後は、顕著な効果の有無については、対象となる出願に係る発明の構成を基準として当業者による予測可能性を具体的に検討すべきことになると考えられます。

³ ここでいう「本件発明の構成」は、本件発明の構成のほか、引用例1及び引用例2から容易想到される構成をいうものと解されます。

→ contentsへ戻る

10月1日から知財調停が始まります

平野 恵稔
Shigetoshi Hirano

PROFILEはこちら

2019年8月1日、最高裁からプレスリリースがなされ、10月1日から東京地裁・大阪地裁で知財調停という「新制度」がはじまるという報道がなされました。テレビ会議も活用し、裁判官などを交えた非公開の話し合いによって最短3カ月程度での決着を図るというのが報道内容でした。

調停は、日本のADR(裁判外紛争解決手続)を語る上ではとても特徴的なものです。ADRの代表格は仲裁ですが、仲裁とは、紛争当事者が合意して、紛争についての判断を正規の裁判所にはない第三者にゆだねて、その判断に従うことによって紛争を解決するものです。日本では、仲裁の活用が進んでおらず、その原因としてよく言われるのは、日本では裁判所に対する信頼が高く、民間の第三者へ判断をゆだねる仲裁を行うことに躊躇があるのではないかという点です。一方、調停とは、紛争当事者の間を、第三者が仲介して当事者間に合意を成り立たせることによって、紛争の解決を図る制度で、日本での調停は、ほとんどが裁判所においてなされ、数多く活用されています。家事事件においては調停を経なければ裁判に進むことが原則できませんし、通常の民事事件においても、調停は、当事者が合意してこそ成り立つということで和をもって尊しとする日本人に合っているのか、また、裁判官が関与して紛争を解決することが好まれてか、多く利用されています。

そこで始まる裁判所での知財調停ですが、[東京地裁](#)、[大阪地裁](#)のそれぞれの運用がホームページで公開されています。ADRは、裁判に比べて、柔軟な解決が図れる、迅速に解決が図れる、秘密のうちに紛争が解決できる、という点で優れた特徴があるとされています。さらに、知財調停では、これら特徴を兼ね備えることに加えて、専門家である調停委員と調停官(裁

判官)が関与しますので、専門性が高いことも特徴としてあげることができます。日本の司法制度の中で実績として大きな役割を果たしてきている裁判所における調停制度ですから、裁判所の知財調停についても、大いに利用されることが期待されています。

ただ、知財紛争に関しては、民間の第三者が介入する調停制度を弁護士会と弁理士会が共同で運営する日本知的財産仲裁センター(1998年設立)が長く行っていますが、関係者の努力にもかかわらず、取扱い件数が伸びていません。また、裁判所の知財調停は、実は、今回新制度として始まるものではなく、東京地裁・大阪地裁で、1999年に既に運用が開始されており、例えば、1999年から2003年8月までに大阪地裁では9件の調停が行われていました(当時の大阪地裁知財部部長の小松一雄判事らの記事。NBL769号35頁)。当時、裁判所としても熱心に知財調停に取り組んでおられましたが、取扱い件数が伸びずに最近では知財調停の実績をあまり聞かなくなりました。私が知財関係者から、公式、非公式に聞いた話では、日本で知財調停が伸びない原因として、知的財産協会など同業者の知財のグループの情報交換が密で、人間関係もあり、調停で解決できるような紛争は、調停を経なくても、当事者同士で十分に解決できているからだ、と言われたりもしています。

しかし、知財に関する紛争について、解決のメニューが増えるということはとてもいいことだと思いますし、知財調停、特に、裁判官が関与する知財調停に適した未解決の紛争も十分にありのように思います。今回の本格運用に合わせて、知財調停でどのような紛争を解決していくことができるか、研究と実践を深めていく必要があると思っています。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

アルミニウム缶内にワインをパッケージングする方法の発明について
サポート要件違反とした事例和田 祐以子
Yuiko Wada

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和元年8月29日判決(平成30年(ネ)第10040号)裁判所ウェブサイト[ワインパッケージング事件控訴審]

→ 裁判例はこちら

本件は、名称を「アルミニウム缶内にワインをパッケージングする方法」とする発明についての特許権(「本件特許」)を有する控訴人Xが、被控訴人Yらに対して、Yらの各方法が本件発明(本件特許の特許請求の範囲の請求項1記載の発明)の技術的範囲に属すると主張して、Yらの製品の製造、販売の差止め及び廃棄、並びに損害賠償を請求した事案であるところ、原審(東京地裁平成30年4月20日判決)はXの請求を棄却し、知財高裁も請求棄却の結論を維持しました。

原審は実施可能要件及びサポート要件について判断基準を示した上で、本件発明は両要件違反であると判断しましたが、知財高裁は、サポート要件についてのみ、「所定の数値範囲を発明特定事項に含む発明について、特許請求の範囲の記載が同号所定の要件(サポート要件)に適合するか否かは、当業者が、発明の詳細な説明の記載及び出願時の技術常識から、当該発明に含まれる数値範囲の全体にわたり当該発明の課題を解決できると認識できるか否かを検討して判断すべきものと解するのが相当である。」という規範のもと、以下のとおり事実認定を行い、サポート要件違反であると判断しました。

- ▶ 本件発明の特許請求の範囲(請求項1)の記載によれば、本件発明はアルミニウム缶内にワインをパッケージングする方法の発明であって、「35ppm未満の遊離SO₂」と、「300ppm未満の塩化物」と、「800ppm未満のスルフェート」とを有することを特徴とするワインを製造するステップを含むものであるから、所定の数値範囲を発明特定事項に含む発明である。
- ▶ 本件明細書の発明の詳細な説明の記載によると、本件発明の課題は、アルミニウム缶内にパッケージングした「ワインの品質(味質)」が保存中に著しく劣化しないようにすることであると理解できる。

▶ 本件明細書の発明の詳細な説明の記載によると、本件発明の課題を解決できるかどうかを確認する方法は味覚パネルによる官能試験の試験結果によらざるを得ない。

▶ 本件明細書の発明の詳細な説明には、保存評価試験において「許容可能なワイン品質が味覚パネルによって確認された」ワインの保存開始時の塩化物及びスルフェートの各濃度についての具体的な開示はなく、仮にこれらの濃度が、本件発明で規定するそれぞれの濃度の範囲内であったとしても、それぞれの上限值に近い数値であったものと当然には理解することはできないから、保存評価試験の結果から本件発明の対象とするワインに含まれる塩化物の濃度範囲及びスルフェートの濃度範囲の全体にわたり「ワインの味質」が保存中に著しく劣化しないことが味覚パネルによる官能試験の試験結果により確認されたものと認識することはできない。また、ワインを組成する一般的な物質のうち、遊離SO₂、塩化物イオン及びスルフェート以外にも、リンゴ酸、クエン酸等の有機酸がアルミニウムの腐食原因となることが本件優先日当時の技術常識であり、かかる技術常識によると、アルミニウム含有量や味覚パネルによる官能試験の試験結果に影響を及ぼしている可能性がある。そうすると、本件明細書の発明の詳細な説明の記載及び本件優先日当時の技術常識から、当業者が本件発明に含まれる塩化物の濃度300ppm未満及びスルフェートの濃度800ppm未満の数値範囲の全体にわたり本件発明の課題を解決できると認識できるものと認められない。

本件は事例判断ではありますが、サポート要件違反の判断において、本件発明の課題及び課題の解決方法の認定に際し明細書の発明の詳細な説明の記載の解釈を丁寧に行っており参考になると思われます。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。

意匠の類否判断～意匠権侵害の肯定事例のご紹介

古庄 俊哉
Toshiya Furusho

PROFILEはこちら

大阪地裁(26部)令和元年8月29日判決(平成29年(ワ)第8272号)裁判所ウェブサイト[そうめん流し器事件]

→ 裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、原告Xが、被告Yの販売等に係るそうめん流し器「素麺物語」(「Y商品」)の意匠(「Y意匠」)はXの意匠権(「本件意匠権」)に係る意匠(「本件登録意匠」)に類似するものであり、Yの上記行為は本件意匠権を侵害するとして、Yに対し、Y商品の販売等の差止・廃棄、損害賠償を請求した事案です¹。本件登録意匠とY意匠の各形状については、以下の斜視図をご参照ください。



本件登録意匠 斜視図



Y商品 斜視図

裁判所は、Y意匠は本件登録意匠に類似し、YによるY商品の販売等の行為は本件意匠権を侵害する旨判断し、XのYに対する差止請求及び損害賠償請求を認容しました(なお、廃棄請求については、Yが在庫を保有しているとは認められないとして棄却されました。)

2 本件登録意匠とY意匠の類否

まず、裁判所は、意匠の類否の判断基準について、

■登録意匠とそれ以外の意匠との類否は、両意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様を全体的に観察するとともに、

意匠に係る物品の用途や使用態様、公知意匠等を参酌して、需要者の最も注意を引きやすい部分、すなわち要部を把握し、要部において両意匠の構成態様が共通するか否か、差異がある場合はその程度や需要者にとって美感を異にするものか否かを重視して、両意匠が全体として美感を共通にするか否かによって判断するのが相当であると示したうえで、本件登録意匠の要部を以下のとおり認定しました。

■本件登録意匠は、流しそうめんを楽しむことができる構成としてレール部及びトレイ部のいずれをも備えるという点で、その意匠登録出願の出願前にそれぞれ存在したウォーターライダー型及び流水プール型の各そうめん流し器の構成を組み合わせたことに特徴があり、これは、公知意匠には見られない新規な特徴といえ、需要者は、そうめんの流れ方や取り扱いやすさに関心を持つ以上、本件登録意匠の構成態様のうち、水路部のうちのレール部と回転器を有するトレイ部とが結合して成る形状に注目すると考えられる。

■需要者は、本件登録意匠のうち、水路部のレール部と回転器を有するトレイ部とが結合して成る形状に注目すると認められ、このような形状をもって要部と見るのが相当である。

そして、裁判所は、Y意匠も、水路部のレール部と回転器を有するトレイ部とが結合して成るものであり、この点で本件登録意匠とY意匠は共通すると判断し、本件登録意匠とY意匠の要部が共通すると認定しました。また、裁判所は、要部以外の形状(レール部、トレイ部内部の形状等)における本件登録意匠と

¹ Xは、意匠権侵害に基づく請求の予備的併合の関係にある請求として、Y商品の販売等が不正競争防止法2条1項1号及び3号所定の不正競争にあたることを理由に、不正競争防止法3条1項(差止請求)、同項2項(廃棄請求)、4条(損害賠償請求)に基づく請求を行っています。もっとも、差止請求については主位的請求が認容されたため判断されておらず、主位的請求の全部又は一部が棄却された廃棄請求及び損害賠償請求については予備的請求も同様に棄却されたことから、本件では、不正競争行為の該当性については判断されていません。

次ページへ続く ➡

Y意匠の共通点・差異点についても検討し、共通点は意匠全体に対して占める物理的な割合が大きいことから、全体の印象に与える影響は大きい一方、差異点は僅かな差異であり、全体の印象に与える影響は小さいと判断しました。

以上より、裁判所は、両意匠は要部を共通にし、需要者に対し、本件登録意匠の意匠登録出願前に存在したウォーターズライダー型及び流水プール型のそうめん流し器とは異なり、両者を組み合わせた新たなタイプのそうめん流し器であるという共通の印象を与えた上で、全体的に同様の形状をも備えているという印象を強く与えており、このような印象が差異点のもたらす印象により凌駕されるものではないとして、Y意匠が本件登録意匠に類似することを認め、YによるY製品の販売等は本件意匠権を侵害する旨判断しました。

3 まとめ

本件の意匠の類否の判断基準自体は一般的なものではありませんが、本件登録意匠の要部の認定手法や本件登録意匠とY意匠の共通点・差異点の類否判断における考慮方法は、意匠権侵害事案におけるあてはめの参考となると思います。

→ [contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商品形態が類似する商品の販売について不正競争行為 (不正競争防止法2条1項1号)該当性を肯定した知財高裁判決

長谷部 陽平
Yohei Hasebe

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)令和元年8月29日判決(平成31年(ネ)第10002号)裁判所ウェブサイト[携帯用ディスプレイ低圧持続吸引器事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

知財高裁は、令和元年8月29日、原判決を取り消して、商品形態が類似する商品の販売について不正競争行為該当性を肯定する判決をしましたので、以下ご紹介します。

1 事案の概要

本件は、携帯用ディスプレイ低圧持続吸引器(原告商品)を製造販売する控訴人(一審原告)が、同種商品(被告商品)を販売する被控訴人(一審被告)に対し、控訴人の商品等表示として需要者の間に広く認識されている原告商品の形態と類似する形態を有する被告商品の販売は、原告の商品と混同を生じさせる行為であるから、不正競争防止法2条1項1号の不正競争に該当するとして、被告商品の譲渡等の差止め及び廃棄を請求した事案です。

原判決は、周知商品等表示及び類似の要件充足は認められたものの、混同惹起要件は充足しないとして、不正競争行為該当性を否定しました。

2 混同惹起

本判決は、以下のとおり述べて、「混同を生じさせる行為」の要件充足性を肯定しました。

▶原告商品の形態が、控訴人によって約34年間の長期間にわたり継続的・独占的に使用されてきたことにより、需要者である医療従事者の間において、特定の営業主体の商品であることの出所を示す出所識別機能を獲得するとともに、原告商品の出所を表示するものとして広く認識されていた状況下において、被控訴人によって原告商品の形態と極めて酷似する形態を有する被告商品の販売が開始されたものであり、し

かも、両商品は、消耗品に属する医療機器であり、販売形態が共通していることに鑑みると、医療従事者が、医療機器カタログやオンラインショップに掲載された商品画像等を通じて原告商品の形態と極めて酷似する被告商品の形態に接した場合には、商品の出所が同一であると誤認するおそれがあるものと認められるから、被控訴人による被告商品の販売は、原告の商品と混同を生じさせる行為に該当するものと認められる。

3 周知商品等表示、類似

なお、本判決は、不正競争防止法2条1項1号のその他の要件についても、以下のとおり述べて、充足性を肯定しました(これらの要件については原判決も充足性を肯定しています。)

(周知商品等表示)

▶特定の商品の形態が、他の同種の商品と識別し得る独自の特徴を有し、かつ、その形態が長期間継続的・独占的に使用され、又は短期間でも効果的な宣伝広告等がされた結果、特定の営業主体の商品であることの出所を示す出所識別機能を獲得するとともに、需要者の間に広く認識されるに至ることがあり得るというべきである。このような商品の形態は、不正競争防止法2条1項1号によって保護される他人の周知な商品等表示に該当する。

▶原告商品の形態は、少なくとも被告商品の販売が開始された平成30年1月頃の時点には、控訴人の商品等表示として周知であったことが認められる。

(類似)

▶原告商品と被告商品は、同一の形態に近いといえるほど形

[次ページへ続く](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

態が極めて酷似し、原告商品の形態及び被告商品の形態に基づく印象が共通するものと認められ、両商品の形態に係る相違点は、両商品の形態上の共通点から受ける印象を凌駕するものとはいえないから、需要者である医療従事者は、原告商品の形態と被告商品の形態を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるものと認められる。

4 本判決の意義

本判決は、事例判決ではありますが、詳細な事実認定に基づき、原判決を取り消し、主にB to Bの商流において商品形態が類似する商品の販売が不正競争行為に該当するとの判断を示したものとして、今後の実務の参考になるものと考え、ご紹介する次第です。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

 執筆情報のご案内

リレー連載 ある日の知財弁護士 #35

「知財弁護士業務の魅力」

書籍名 Law & Techonology No.85

出版社 株式会社民事法研究会

発行年月 2019年10月

執筆者 重富貴光

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。